

審査基準

平成28年6月23日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処分の概要：認定証の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：警察署生活安全課
問合せ先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備考：